

## 社会福祉法人まごころ会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人まごころ会（以下「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。